

平成27年9月 井手町

# 9月定例会会議録

井手町議会

平成27年9月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（9月24日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	1 2
一般質問	1 2
谷田利一議員	1 2
1 A E D（自動体外式除細動器）の設置について	
2 小・中学生の携帯電話・スマートフォン等の対応について	
西島寛道議員	1 8
1 教育の情報化について	
岩田 剛議員	2 1
1 多賀白坂地区の開発進捗状況と今後の計画について	
岡田久雄議員	2 3
1 道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上について	
2 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率の向上について	
中坊 陽議員	2 8
1 汐見町政6期目の運営について	
2 役場新庁舎建設について	
谷田 操議員	3 1
1 町長の政治姿勢について	
2 国保証の個人カード化について	
3 介護保険について	
4 マイナンバー制度の準備状況とセキュリティーについて	
議案第46号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求め	

	る件	4 1
議案第 3 8 号	井手町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定 の件	4 2
議案第 3 9 号	井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の 件	4 9
議案第 4 0 号	井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定 の件	5 3
議案第 4 1 号	平成 2 7 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）	5 5
議案第 4 2 号	平成 2 7 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 回）	6 2
議案第 4 3 号	平成 2 7 年度井手町水道事業会計補正予算（第 1 回）	6 2
議案第 4 4 号	平成 2 7 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）	6 4
議案第 4 5 号	平成 2 7 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予 算（第 1 回）	6 5
散会		6 6
署名議員		6 7

## 第 2 号（9 月 2 8 日）

応招・不応招議員	6 9	
出席・欠席議員	6 9	
出席事務局職員	6 9	
出席説明員	6 9	
議事日程	7 1	
開会	7 2	
会議録署名議員の指名	7 2	
平成 2 6 年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意 見書並びに財政健全化審査意見書等について	7 2	
議案第 4 7 号	平成 2 6 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康 保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保 険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件	7 4
議案第 4 8 号	平成 2 6 年度井手町水道事業会計決算認定の件	7 4

議案第49号 平成26年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件	74
平成26年度城南土地開発公社決算に関する報告書について	75
発議第6号 「安全保障関連法」(戦争法)の廃止を求める意見書	76
議員派遣の件	80
閉会中の継続調査の申し出について	80
閉会	80
署名議員	82

第 1 号（平成 2 7 年 9 月 2 4 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成27年9月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成27年9月24日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成27年9月24日午前10時00分 議長 木村武壽

閉会 平成27年9月24日午後 3時13分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	西島	寛道	7番	丸山	久志
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	菱本 嘉昭
議会書記	中谷 誠	議会書記	西島 豊広

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼保健医療課長事務取扱	小川 淳一	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	会計管理者兼会計課長事務取扱	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	古川 篤
産 業 環 境 課 長	野田 昌司	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之
学校給食センター所長	藤崎 裕司		

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり

# 平成 2 7 年 9 月 井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第 1 号〕

平成 2 7 年 9 月 2 4 日（木）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 46 号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件
- 第 6 議案第 38 号 井手町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第 39 号 井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第 40 号 井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第 41 号 平成 2 7 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）
- 第 10 議案第 42 号 平成 2 7 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 11 議案第 43 号 平成 2 7 年度井手町水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 第 12 議案第 44 号 平成 2 7 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 13 議案第 45 号 平成 2 7 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）



## 議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

平成27年9月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る8月4日に告示されました井手町長選挙におきまして、無投票で6期目の当選を果たされました汐見町長に対して、心からお祝いを申し上げますとともに、本町のさらなる発展と、「住んでみたい、住み続けたいまち」の実現に努められますようお願い申し上げる次第でございます。

本日、汐見町長より9月定例町議会を招集されました。各議案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますよう期待します。

また、先日関東や東北地方を襲いました台風18号による大雨など、各地で台風や集中豪雨、地震、火山の噴火などによる被害が多く発生し、甚大な被害をもたらしている地域の方々にお見舞いを申し上げます。

また、そんな中、議員各位におかれましては、政務にご活躍いただいておりますことに、心より御礼を申し上げます。

秋を迎え、朝夕はめっきり涼しく過ごしやすくなりましたが、議員並びに理事者各位におかれましては、体調管理に十分注意いただきますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成27年9月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、西島寛道議員、7番、丸山久志議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月30日までの7日間にした

いと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの7日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件3件、平成27年度補正予算5件、同意案件1件、決算認定の件3件、並びに一般質問は6名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付しております議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長(汐見明男) 皆さん、おはようございます。

本日、9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず最初に、9月9日から11日にかけて、台風18号の影響によって関東・東北地方を襲った大雨等の災害により、亡くなられた皆さん方にご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様方にも心からお見舞いを申し上げます。

さて、任期満了に伴い執行されました町長選挙におきまして、無投票で6度目の当選をさせていただきました。無投票での再選ということは、これまでの行財政運営や実績を高く評価していただいた結果だと考えておりまして、大変光栄に思うと同時に、責任の重さを痛感しているところであります。それだけに、これからの4年間、町の発展と住民の幸せのために、精いっぱい頑張って住民の期待に応えてまいらなければならないと、決意も新たにしているところであります。

それでは、町政を担当するに当たりまして、所信の一端を述べさせていただきます。

初めに、町政運営に当たっての基本的な姿勢であります。平成7年に町長に就任以来、町の主人公は住民との認識のもと、住民と対話を重ね、住民

と一緒にあって、まちづくりを進めてまいりました。特に就任の翌年の平成8年からは、毎年各種団体と懇談会を開催し、住民から多くの貴重なご意見を聞かせていただき、町政に反映させてまいりました。また、行政を着実に前進させるためには、行政が住民から信頼されることが最も重要であります。そのためには、正直に勝るものはないということで、うそ偽りのない、透明性のある町政運営に努めてまいりました。こういった基本的な姿勢をこれからもしっかりと堅持してまいりたいと考えております。

具体的な取り組み内容であります。まず、本町の最も大きな課題は、人口の減少をいかにして食い止めるかです。

そのためには、利便性向上のためのJR奈良線の全線複線化や雇用創出のための白坂開発、そして住宅地をはじめとする開発適地拡大のための宇治木津線道路の整備が最も重要であると考えております。この三つを核として、しっかりとまちづくりを進めることができたならば、間違いなく人口の減少を食い止めることは可能だと確信いたしております。

その三つの事業であります。幸いにして、一昨年、それぞれ実現に向け、大きく前進させることができました。これからの数年間は、この三つの事業を確かなものにできるかどうか、大変重要な時期になるものと考えておまして、そのためにも、これまでの経験と、この間築き上げてきた人脈や政治力を生かし、確かなものにするために、全力を挙げて頑張りたいと考えております。

また、昨年、人口の減少を食い止め、地域を活性化させることなどを目的とした地方創生法が成立いたしました。本町でも、ことしの1月に、私を本部長とする井手町地域創生本部を発足し、そして5月に、15名の有識者からなる井手町地域創生推進会議をスタートさせました。現在、いろいろなご意見を聴取しながら、この10月に地域創生計画を策定する予定をしております。この計画を、5年間かけて、国の財政支援を受けながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

今、環境や景観あるいは防犯等で、空き家の解決が全国的な課題となっております。私も三、四年前から、この問題を非常に深刻に捉え、全国町村会を通じて、国に対してしっかりと意見を述べてまいりました。昨年の11月に議員立法である空家対策特別措置法が成立いたしました。本町でも空き家と思われる家屋が約160棟ほどありますが、できるだけ早く調査し、国交

省や総務省から示されている指針を活用しながら、人口減少の解決につなげてまいりたいと考えております。

次に、福祉関係であります。今、認知症が大きな社会問題となっております。本町でも自立度Ⅱa以上の方が250名余りおられますが、そのほとんどは70歳以上で、70歳以上での比率は14.4%と、100人に約14人の方が自立度Ⅱa以上ということになります。今後も、高齢化が進んでいくことから、さらに増加するものと思っております。そのようなことから、本町での窓口であります地域包括支援センターの組織を強化し、住民の協力もいただきながら、認知症対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、くらしの周辺整備であります。この間、道路舗装や下排水路の整備等に積極的に取り組んでまいりました。これからも定期的に点検などを実施しながら、早期に改修等に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境対策であります。公共施設から排出している温室効果ガスの平成17年度から19年度までの3カ年平均を、平成21年度から平成25年度までの5カ年で5%削減する実行計画を策定いたしました。その後、庁舎をはじめとする公共施設の屋上に太陽光パネルの設置や、公共施設の照明のLED化、ソーラーライトの設置等に積極的に取り組んでまいりました。その結果、5%以上を大きく上回る見通しとなりましたので、期間を1年延長いたしまして、平成26年度までに15%の削減目標に変更し、その目標を達成することができました。来年度からは、町内に1,000基以上あります街灯を順次、LEDに切りかえてまいりたいと考えております。

次に、消防防災であります。近年、これまででは考えられないような大雨や集中豪雨などにより、全国各地で大きな災害が発生しておりますし、京都府内でも、昨年まで大雨によって3年連続して災害救助法が適用されるという大きな被害が出ております。こういった大雨や集中豪雨はいつ本町に起こっても不思議ではないことから、昨年度より、水災害の受けやすいところから、役員の皆様のご協力もいただきながら、避難所や避難経路などの点検、見直しを行っております。これがまとまれば、防災マップを作成し、関係者に配布することとしておりますが、予定しているところについては順次進めてまいりたいと考えております。

また、平成7年の阪神・淡路大震災では、火災によって多くの方が亡くな

られました。西日本を中心に大きな被害が想定されている南海トラフ巨大地震は、いつ起こっても不思議ではないと言われております。本町は、水利基準は十分満たしているものの、地震発生時には水道管の損傷等によって消火栓が使用できなくなることも考えておかなければなりませんので、耐震性の防火水槽を可能な限りふやしてまいりたいと考えております。

次に、観光振興であります。第4次井手町総合計画では、最終年の平成32年に交流人口50万人を目標としております。平成26年の入込客は35万2,000人です。あと6年で14万8,000人をふやさなければなりません。

本町のように観光資源の少ない町にとりまして、非常に厳しい数字ではありますが、この間、玉川の清流を守る会などが中心となって、玉川堤にヤマブキ1万株を植栽していただきましたし、まちづくり協議会では、まちづくりセンターを中心に、ソメイヨシノより早く咲くカワツザクラの植栽を進めていただいております。これらが見事に開花しますと、観光資源につながるものと考えております。

また、まちづくりセンターの西側、国の史跡指定となっております石橋瓦窯跡も整備を予定しておりますし、まちづくりセンターの東側には山背古道が通っております。今後は、まちづくりセンターの周辺を一体的に整備することによって、入込客の増加を図ってまいりたいと考えております。

さらに、歴史と自然が薫る道づくり事業として、これまで、小町塚や蛙塚、六角井戸周辺など、町内の史跡周辺を整備してまいりましたが、自然と歴史的景観を生かして、訪れた人々にいにしへの風情を感じていただけるよう、山背古道にも事業を拡大してまいりたいと考えております。

次に、商工業の活性化であります。二、三十年前ごろから、小売業者が毎年一つ、二つとシャッターの閉まるどころが続いてきました。このままいけば、高齢者の買い物への影響や、若者の転出にもつながるのではと大変心配し、商工会とも話し合いをしながら、府内でいち早くプレミアム付き商品券の販売をしていただきました。商品券を販売してからは小売業者が減っていないということで、効果があったものと思っておりますし、この商品券は当然、消費者である住民の支援にもつながっていることから、商工会とも協議しながら、もう少し継続していければと考えております。

次に、役場庁舎の建設であります。国道24号として使用している木津

川の堤防は、国交省の調査によりますと、砂でできていて、崩れやすく、崩れれば役場庁舎が約5メートル水没すると言われております。そうなりますと、役場庁舎は防災拠点としての役割が果たせなくなるということになります。しかも、この庁舎は昭和43年に完成しておりますので、既に47年が経過し、バリアフリー化も、構造上からこれ以上の改修は困難であるとのことでもあります。

このようなことから、庁舎を建てかえる必要があるということで、2年前から基金積み立てを行ってまいりました。この2年間で11億円を積み立てし、今年度も4億円ほど積み立てる予定をしておりますので、残りを起債や補助金等を充当しますと、おおよその建設費用の確保が図れるのではと思っております。したがって、できるだけ早く、建設場所や規模等を決めるための検討会議を立ち上げていきたいと考えております。

次に、国や京都府にお願いしている事業であります。幸いにして本町の場合、国や京都府からさまざまな事業に取り組んでいただいております。これらの事業が一日も早く実現できれば、それだけ町の活性化につながっていくこととなります。

特にこの数年間、山田知事に、何か京都府の施設を本町にとお願いをしてまいりましたが、今回、丘陵部の大塚の方に特別支援学校を建設していただくこととなりました。現在、測量等に取り組んでいただいておりますが、開校時期が平成32年4月ということですので、これに間に合うように、しっかりと町としても協力をしていく必要があると考えております。

そのほかにも、公約の実現や住民総意で策定いたしました第4次井手町総合計画を着実に前進させていく必要があります。

また、この間、京都府内では他市町に先駆けて教育や福祉等の充実を図ってまいりましたが、これからも住民サービスが後退することなく、少しでも前進できるよう努めてまいらなければならないと思っております。

これからの4年間、こういったことを中心にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうか議員各位におかれましては、これまで同様、町政推進のためにご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、平成27年度もはや6カ月になろうとしております。既に普通交付税や臨時財政対策債をあわせた実質交付税の配分額も7月24日に決定し、

町税につきましても年間収入見込み額がほぼ把握できる状況にありますので、現時点における平成27年度の財政見通しにつきましてご報告させていただきます。

まず、実質交付税の配分額であります。普通交付税は約13億4,800万円、前年度に比べ約1,000万円、率にして0.7%の増、臨時財政対策債は約1億6,600万円、前年度に比べ約1,300万円、率にして7.3%の減、計約15億1,500万円、前年度に比べ約300万円、率にして0.2%の減となっております。

また、町税の年間収入見込み額であります。土地・家屋の評価がえに伴う固定資産税等の落ち込みによりまして、町税全体で約8億4,000万円程度、前年度の決算額と比べまして約4,100万円、率にして約4.7%程度の減収となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第38号、井手町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件ほか、11件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第38号及び議案第39号は、いずれも行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴う条例の一部改正であります。

議案第40号は、水道の開栓時における給水契約要件を補完するため、給水申し込みの条項を追加するための条例の一部改正であります。

議案第41号は、平成27年度一般会計の補正でありまして、補正総額は6,860万1,000円の増で、補正後の一般会計予算は39億6,264万4,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係であります。高月区の公民館改修補助に100万円、新庁舎の移転先等を検討するための検討会議費用に57万1,000円、まちづくり協議会が開催する事業の補助に70万円、京都府立特別支援学校への水道及び下水道布設関連費用に2,316万円、町内の空き家の実態を把握するための調査に380万円それぞれ計上いたしますとともに、社会福祉に役立ててもらいたいとのことをご寄附をいただきましたので、その趣旨に沿いまして、社会福祉基金に35万4,000円計上いたしております。

次に民生関係では、各種事業の精算等による返還金に776万6,000

円計上いたしております。

次に商工関係では、井手町野外活動センターのバンガローへの自動火災報知器設置に20万円、京都府が推進するお茶の京都構想を活用するため、本町における構想の策定費用に300万円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係では、豪雨時の内水排除対策に係る川久保川管理用道路の拡幅工事に650万円計上いたしております。

次に消防関係では、消防団員への退職報償金に180万円計上いたしますとともに、国において消防団員制服基準の改正が行われたことを踏まえ、消防団員の安全確保と消防活動の充実強化を図るための活動服の更新費用に1,250万円それぞれ計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金2,633万円、寄附金35万4,000円、繰入金2,232万円、繰越金419万7,000円、諸収入180万円、町債1,360万円計上いたしております。

議案第42号から議案第45号までの4件は、いずれも平成27年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第46号は、任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第47号から議案第49号までの3件は、いずれも平成26年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに多賀財産区特別会計の決算について、議会の承認を得ようとするものであります。

平成26年度決算につきましては、国保会計を除く全ての会計の実質収支は黒字となっております。

なお、国保会計につきましては、平成24年度に一般会計から6,000万円と、赤字補填として借り入れました広域化等支援基金貸付金6,150万円の償還金として毎年1,230万円を一般会計から法定外繰り入れをしても、なお実質単年度収支は約5,000万円の赤字となり、大変深刻な財政状況にあります。今後もこのような厳しい状況が予想されることから、引き続き、国や京都府に対して、医療保険制度の改革や町村国保の財政基盤強化等に積極的に取り組まれるよう要望してまいりたいと考えております。

また、水道事業会計や多賀地区簡易水道事業特別会計は、現状では黒字決算となっておりますが、留保資金の活用や基金を取り崩しての黒字決算であ



ることから、監査委員からの指摘にもありますように、早期に健全化に向けての検討をしていく必要があると考えております。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告します。7月27日、京都府町村議会議員研修会がございました。

監査委員から7月分、8月分の例月出納検査結果報告の受理、また上下水道課より水道水分析結果報告書、教育委員会より全員協議会で配付いたしております平成26年度教育に関する事務の点検及び評価報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は6名であります。発言の順番は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1番（谷田利一） 1番、谷田利一。私からは、通告書に基づきまして、大きく2点についてご質問をいたします。

1点目は、AED（自動体外式除細動器）の設置についてでございます。2点目については、小・中学生の携帯電話、スマートフォン等の対応についてでございます。

1点目のAEDの設置についてでございますが、平成23年から、安心・安全なまちづくりプロジェクトによりAEDが設置され、現在は14カ所に設置されています。突然の心停止から人命を救い、住民の方が安心して暮らすことができるようにということで設置され、住民は安心して生活ができる

ことに感謝したいと思います。

ところが、過日、学校休日施設開放日に利用者がグラウンド利用時に事故が発生し、幸いAEDが必要な事故ではなかったのですが、そのとき利用者から、学校施設が休日一般開放はいいが、グラウンドや体育館で事故が発生したら、校舎は閉鎖、施錠されているので、AEDはどこに設置されているのかなという話題になり、私に相談がありました。私自身も、学校のどこにAEDがあるのか、いざというときに施錠された校舎からはAEDを手でできないような状態でしたので、返答に困りました。自分自身も本当にこのような事態のときにはどうすればいいのか、他人事ではないことに気づきました。

AEDの設置について調べますと、ポイントは2つ。

1つ目は距離イコール時間で、目安として3分以内のAED処置が望まれています。そのため、想定される救護範囲のどこからでも約1分以内にAEDをとって戻ってこられる場所が望ましいとされています。

2つ目に場所。AEDは誰でも使用できるので、緊急時、人通りが多く目立った場所に、誰でもわかるように、忘れられないように、目につく場所に設置することが望ましい。「AED設置施設」などの看板やシールなどで、周囲の各所に表示が望ましいとされています。

そこで、次の4点について、町の考えをお伺いいたします。

一つ目、休日開放中の学校施設で、あってはならないことですが、万一、AEDを必要とする緊急事態になったとき、現状では、施設の設置場所は施錠されていることから、持ち出すことができないこととなりますが、管理上の問題もあると思いますが、このような事態のときを想定すると、設置場所を検討されてはどうかと思います。今後、町はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

二つ目、設置施設、設置場所の本町の一覧ですが、これは私の検索が未熟なのか、町ホームページに記載がなく、府ホームページからリンクされており、その内容は平成23年12月1日現在であり、9施設に設置のものであり、また、泉ヶ丘中学校は校長室に設置となっていますが、現状と一致しないのではないのでしょうか。速やかに更新するとともに、近隣市町のように町のホームページに設置施設及び設置場所の一覧の記載をされてはどうかと思いますし、先日、町内の設置施設一覧を担当部課に伺いますと、一覧には施

設名は記載がありましたが、設置場所は記載がありませんでしたので、今後の町の考えをお伺いいたします。

三つ目、AED管理法では、AEDを設置したら設置管理者を決めようとなっていますが、どのようになっていますか、お伺いいたします。

四つ目、セルフメンテナンスチェックの結果と消耗品の交換期限の確認の日常的な点検を行う点検担当者を決めましょうとなっていますが、点検担当者はどのようになっているのか。

以上のことをお伺いいたします。

大きく2点目ですが、小・中学生の携帯電話、スマートフォン等の対応についてです。

近年、携帯電話、スマートフォン等は、急速な普及とともに、多くの人々の日常生活に欠かせないものとなっています。子供たちにとっても、通信機器を利用する機会は急激に増加し、日々の生活や人間関係を築く上でも多大な影響を及ぼしていますし、子供たちの悩みやトラブルの原因がスマートフォンにあることがふえていていると言われてしています。

全国的に、子供たちはオンラインゲームで見知らぬ人から一方的に中傷されショックを受けたとも訴えています。犯罪の起きにくい社会づくりと町民の命を守るための基盤整備が必要でないかと思えます。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

一つ目、携帯電話はあくまで個人の所有にあり、管理責任は保護者にありますが、携帯電話使用に伴うリスクについて、保護者及び学校が協力して指導することが必要であると思えますが、本町小・中3校のリスクについての取り組みについてお伺いいたします。

二つ目、各PTAは、子供たちの健全な成長を目指し、携帯電話やスマートフォン等の利用に伴う有害情報や生活習慣の乱れなどの弊害から子供たちを守る運動をされていると聞きますが、本町3校と各PTAとの連携状況はどのように進められているのでしょうか。

三つ目、インターネット上の有害情報を含む情報セキュリティに関する基礎知識を学習できるインターネット安全教室が必要と思えますが、本町3校の児童・生徒のネット道徳はどのようにされているのでしょうか、お伺いいたします。

四つ目、ネットの特徴を理解した上で、早期発見、早期対応に向けた取り

組みが必要と思いますが、本町3校のネット上のいじめの実態をお伺いいたします。

五つ目、全国の児童・生徒がスマートフォンなどの情報機器に触れることが、よくあるが52%、時々あるが23%の計75%と発表されていますが、本町3校の児童・生徒の情報機器の所有率は幾らぐらいでしょうか。

六つ目、先月、大阪にて、悔やまれる中学生事件が発生しました。事件後、本町3校では、児童・生徒への対応はどのようにされたのでしょうか。

七つ目、ある大学の調査では、スマートフォン使用による学力低下への影響力は、勉強時間や睡眠時間の長さによるものよりも強く、使用時間はどんなに長くても1時間以内で、1日2時間以上では学力指導に影響が出かねないとされていますが、本町3校の学力への影響はどのようになっており、どのように対応されているのか、お伺いいたします。

八つ目、スマートフォンの長時間使用は、睡眠や勉強時間の不足により大きく学力低下に影響することから、保護者と連携して、夜10時以降は必ず保護者に渡すなどのルールづくりの取り組みを指導されているところもありますが、本町3校においてはどのようなルールづくりを対応されているのか。

以上のことについてお伺いいたします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1点目のAEDの設置についてであります。まず一つ目のAEDの設置箇所につきましては、休日開放中の施設におけるAEDの活用について、関係者と一度協議をしてみたいと考えております。

二つ目の設置施設、設置場所の一覧につきましては、早急に最新の情報を京都府に伝え、変更いただくよう連絡すると同時に、本町のホームページにおいても最新の情報を掲載いたしましたところであります。

三つ目の設置管理者と四つ目の点検担当者につきましては、当該施設の管理者としております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） 2点目の小・中学生の携帯電話、スマートフォン等の対応についてであります。議員ご指摘のとおり、情報機器が急速に発展・普及し、利便性が向上する一方、種々のトラブルや被害が生じる危険性があり、子供たちを守るための取り組みが求められております。

この課題につきましては、これまで重視して取り組みを進めてきており、本議会でもお答えをしてくれているところですが、まず、一つ目のリスクについての取り組みと三つ目のネット道德について、あわせてお答えいたします。

小・中学校とも、学級活動や総合的な学習の時間、また中学校での技術家庭の時間、さらに警察OBを迎えての非行防止教室などで、携帯電話やスマホ等の取り扱いマナーや危険性など、情報モラルについて指導しております。また、保護者と連携して取り組むために、これまでPTAの講演会や個別相談の機会を捉まえて、ネットの危険性についての注意喚起やフィルタリングの普及啓発などを図ってまいりました。

二つ目の学校とPTAの連携につきましては、各学校においては、かねてよりこの問題を重視して、PTAと対策を協議したり研修会を開催するなどしてきたところですが、このたび、井手町PTA連絡協議会では、子供を守るスマホ8カ条を策定され、取り組みを進められることとなりました。9月18日には、全家庭が同一歩調で取り組むことを目指して、啓発用のクリアファイルが配布されたところであり、学校におきましても、相談窓口を設けるとともに、PTAが作成したスマホ8カ条をもとに、児童・生徒向けの資料を作成し、指導の徹底を図ることとしております。

四つ目のネットいじめの実態につきましては、昨年度、LINEによる会話の中で、言葉のすれ違いからトラブルになったという事例の報告を受けておりますが、幸い、すぐに児童・生徒本人や保護者から相談があり、早期に対応できましたので、いずれも継続したいじめには至っておりません。

五つ目の携帯電話、スマートフォンの所有率につきましては、学年によればばらつきがありますが、本町の小学校では約半数の児童が、中学校では約8割の生徒が所有している状況であります。

六つ目の大阪府寝屋川市の中学生の事件後の対応につきましては、夏季休業中は部活動や補習学習等で全般的な児童・生徒の状況は確認できておりますが、事件の報道を受けて、ほかに気になることはないか、念のために家庭訪問による状況把握を指示いたしました。幸い、心配されるようなケースは

なく、無事に始業式を迎え、式においては、寝屋川市の事件に関連して、生活や行動のあり方について指導が行われたと聞いております。

七つ目の長時間使用に伴う学力への影響につきましては、長時間使用と視力、運動能力等を直接関連づけた調査はございませんが、視力への悪影響や、就寝前の使用による睡眠への弊害、それに伴う授業への集中力の低下などが懸念されるどころであり、使用時間が長くなるほど学力への影響もあるものと思われまます。このようなネット依存による悪影響につきまして、先ほどまでにお答えしております情報モラルの指導の一環として、また保健だよりを通して、児童・生徒への指導と保護者への啓発を行っているところであります。

八つ目のルールづくりの取り組みにつきましては、井手町PTA連絡協議会がこのたび策定された子供を守るスマホ8カ条では、小学生は夜8時、中学生は夜9時以降は保護者に携帯電話を預けることとなっており、家庭と連携して、このルールの徹底を図っていきたいと考えております。

今後とも引き続き、子供たちをネット被害やトラブルから守るために、学校、家庭や地域社会が一体となって取り組みを進めてまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1番（谷田利一） 2点目の小・中学生の携帯、スマートフォンの対応についてですが、多くの項目に詳細なご答弁をいただきありがとうございます。情報機器は、利便性と同時に安全性を確保する必要があると思っておりますので、犯罪の起きにくい社会づくりと、町民の命を守るための基盤整備を要望いたします。

1点目のAED設置については、関係者と協議していくという答弁をいただきましたが、26年の学校施設使用料は23万円の歳入があり、多くの住民が平日の夜や学校休日日に使用されています。管理上は問題があると思いますが、体育館はもちろんですが、グラウンドでの事故は、特に夏場、冬場の季節では重大な事故の発生が考えられますので、住民がいつでも安心して利用できるように、設置場所について十分検討していただくよう要望したいと思います。

また、ホームページの件につきましては、8月31日に一般質問の通告書を提出しましたが、その後、本日までの9月23日には、AED設置の一覧が本町のホームページに公開されていました。いち早く更新していただいたことには大変感謝いたしたいと思いますが、私個人的には、住民から見ると、既にホームページに記載されているのになぜ質問されたのかという疑問視される声も考えられることから、本日の一般質問が終わってからのホームページの更新をしていただきたいと思います。今後もありますので、要望しておきたいと思います。

また、ホームページの設置一覧表を見ますと、各施設の設置場所を明記していますが、いかにも24時間使用可能のように思えます。できれば、使用可能時間帯や施錠されて使用できない時間帯も明記していただければ、住民にわかりやすいと思いますので、時間帯の明記を要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（木村武壽） 次に、西島寛道議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） 2番、西島寛道。事前に通告している教育の情報化について、お伺いいたします。

近年、インターネットの普及に加え、スマートフォン等のITに触れる機会が増大しています。政府は、ITの利活用により、子供から高齢者までそのメリットを享受して豊かな生活が送れるように、情報モラルや情報セキュリティに関する知識を含め、国民全体の情報の利活用の向上を図られています。

学校においても、高速ブロードバンド接続、1人1台の情報端末配備、電子黒板や無線LAN環境の整備など、初等教育段階から教育環境自体のIT化を進め、児童・生徒の学力の向上と情報の利活用の向上を図り、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築し、家庭での事前学習と連携した授業など、指導方法の充実を図るとされており、ITやデータを活用して新たなイノベーションを生み出すことのできるハイレベルな人材の育成を推進されています。

実際に情報端末を利用されている教育現場でのお話では、メリットとして「生徒の興味を引きやすく、ゲーム感覚で勉強を進められる」、「成績や達成

状況など、情報を指導者が一元管理できる」、「黒板に書き写す時間が短縮されることで、多くの意見発表、意見交換が可能となり、積極的な授業参加が実現できた」などの評価が挙げられ、デメリットでは「紙の教科書、問題集へのなじみが薄くなる」、「環境整備に費用がかかる」、「SNSにアクセスし、悪意を持った大人と接点を持ってしまう」、「ネットいじめ」などが挙げられ、児童・生徒が情報端末を使用するに当たり、情報モラル教育は必須となりますが、これからの時代、避けては通れないものだとも考えられます。

特別支援学級などでも、大型モニターと情報端末を併用することにより、他校との交流や本町に開校予定の特別支援学校と交流を図ることで、少人数の学校内だけではなく、広く同世代の子供たちと触れ合う機会をふやすことで、コミュニケーション能力の向上やネットリテラシー教育の推進、また本町3校のジョイントアップ事業にも貢献できると考えられます。

現在、本町の学校環境は、情報化推進事業として大型モニター、電子黒板、パソコンの増設など、数多くの環境整備がなされ、大変良好にあると感じています。本町の学校教育のさらなる発展と児童・生徒の学力向上を図るため、情報端末の導入を検討してみたいかでしょうか。本町の考えをお伺いいたします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松田教育長。

教育長（松田 定） 西島議員のご質問にお答えいたします。

教育の情報化についてであります。議員ご指摘のとおり、国においては、世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて、国家ビジョンとして平成25年6月に世界最先端IT国家創造宣言が策定されました。そこでは、初頭教育段階から教育環境自体のIT化を進め、児童・生徒などの学力と情報の利活用能力の向上を図ることがうたわれております。また、文部科学省は、21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境整備を図るため、第2期教育振興基本計画の目標達成に向け、教育のIT化に向けた環境整備4か年計画を策定し、教育の情報化を推し進めております。

本町では、平成4年、泉ヶ丘中学校にコンピューター教室を整備して以降、両小学校にもコンピューター教室を整備するとともに、定期的な機器の更新、さらに電子黒板や大型モニターの導入、教職員用コンピューター整備など、



計画的に I C T 環境の整備充実に努めてまいりました。

この間、全国的に教育の情報化に向けた動きが進む中、本町におきましては、学校教育における情報化をさらに進めるため、昨年、学校と教育委員会で構成する学校教育情報化検討委員会を立ち上げたところであります。検討委員会では、町内 3 校における I C T 環境の現状を確認するとともに、学校現場の教職員のニーズも踏まえた I C T 環境の整備に向けて調査研究等を行っております。

その結果、今年度は、検討委員会の中で学校現場のニーズとして上がってきた大型モニターを一層整備することが重要と考え、全ての普通教室へ常設するとともに、特別教室にも配置し、第 2 学期から活用し始めたところであります。

また、本年度からの小学校の教科書改訂に合わせてデジタル教科書も購入しておりますが、教科書を大画面に表示するだけでなく、拡大して表示したり、線を引いたり、動画であらわしたりすることが簡単に操作できるようになっており、児童・生徒の興味を引きつけ、よりわかりやすい授業につながるものと期待しております。

議員お尋ねのタブレット型の情報端末は、一斉学習や個別学習、協働学習など、それぞれの学習場面を相互に組み合わせて、より効果的な学びの環境を形成していく上で、将来的に重要な教育機器となっていくものと認識しております。

その導入に当たりましては、校内 L A N や無線 L A N の整備といった環境整備が必要であります。配置に当たっても、まず教員用に 1 台、次にグループ用として五、六人に 1 台、次に児童・生徒 1 人に 1 台など、順次拡大していく方法が考えられますし、また、活用につきましても、学校の教室のみでの活用、校庭や体育館など校内全域での活用、さらに進んでいきますと、家庭に持ち帰り家庭学習にも活用するなど、さまざまな段階的整備・活用が考えられ、全国各地でも試行的に導入が進んでいる段階であろうかと思っております。

本町では、学校現場のニーズが高かった大型モニターを優先して整備いたしました。情報端末については、先ほど申し上げた導入に当たっての環境整備や段階的配置、活用方法の工夫などを十分検討する必要がありますし、今後、情報機器がさらに進化し、ソフトも充実してくるといったことも考え

られますので、今後とも、先進事例での活用状況を参考にするとともに、教職員のスキルアップを図りながら、導入の際には、実際に利活用が進むよう、井手町に合った効果的なICT環境の整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町としましては、情報活用能力の向上と情報モラルの徹底など、情報化社会に適切に対応できる子供の育成を目指して、教育環境の整備に努めたいと、このように考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） 前向きなご答弁、ありがとうございます。

これはちょっと私ごとの話になりますが、私には小学生の子供がいて、少し前の話ですが、子供が、元素記号Pのリンですね、「リンって何や」という質問を私にしてきたんです。そのときに私は「辞書を調べなさい」と、そのように申し上げたんですが、子供が辞書を調べても、元素記号Pのリンというのは載ってないんですね、小学生の子供が使う、小学校が使っている辞書には。それで、私のスマートフォンでリンというのを検索したら、元素記号15番で、いろんな10種類のリンというのがあるって、写真まで掲載されるんですね。そのときに、先ほども谷田利一議員のお話でもありましたけども、小学生では半数ですか、中学生では8割の子供がスマートフォンを持たせているという井手町の現状の中で、私は高校生までは要らないというふうな思いで、子供には今でも持たせてないんですけども、そういうネットを利活用するというのは、今後やはり大切なことだと思いますので、ぜひ、また導入のご検討の方をよろしくお願い申し上げまして、私の要望とさせていただきます。

議長（木村武壽） 次に、岩田 剛議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 4番、岩田 剛。さきに通告しております1点につきまして、質問をさせていただきます。

多賀の白坂地区の開発の進捗状況と今後の計画についてであります。

本町発展のための最重要施策の一つであります多賀白坂地区の開発につき

ましては、ことし8月に第1期工事が完了し分譲開始というふうに伺っておりますけれども、当初の計画どおりに進んでいるのか、現在の状況についてお伺いしたいと思います。

1点目は、申し込み企業数は何社か。

2点目に、第1期分譲は城陽市側で何カ所、井手町側で何カ所か。

それから3点目は、町内企業からの申し込みはあるのか。

4点目、誘致が決定した企業の業種について。

それから5点目は、町内雇用の見込みですね、何人程度見込めるのか。

それから6点目、町税の増収見込みについて。

7点目に、今後の開発スケジュールについてお伺いたします。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

白坂地区の開発状況と今後の計画についてであります。まず、一つ目の申し込み企業数につきましては、5社であります。

二つ目の第1期分譲につきましては、井手町で2区画、約3ヘクタール、城陽市で8区画、約2.2ヘクタールとなっております。

三つ目の町内企業からの申し込みにつきましては、現時点ではありません。

四つ目の誘致が決定した企業の業種につきましては、流通業と聞いております。

五つ目の町内雇用につきましては、決定した1社から、地元雇用の予定は250人程度と聞いております。

六つ目の町税の増収見込みにつきましては、法人町民税は、算出に必要な法人の資本金などの額や従業者数、法人税額が不明であること、また、固定資産税は、建物や償却資産の全貌が明らかになっていないことから、現時点での算出は難しいと考えております。

七つ目の今後の開発スケジュールにつきましては、以前から申しておりますように、平成28年5月に第2工区、平成29年7月に第3工区の完了をもって全工区が完了する予定であります。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岩田 剛議員。

4番(岩田 剛) 町内雇用が、現在250人見込んでいるということでお答えもございました。非常にありがたいなというふうに思います。250人は大きい数字ですからね。

それと、開発に伴いまして、ここで働く方、従業員の方たちの住宅の供給というのは非常に大きな問題になってくると思います。町長の先ほどのお話のとおりでいきますと、山手幹線がルートが完成して、ある程度見込めるという状況になった段階で、どうも住宅地の開発について考えたいというふうなことだったんじゃないかなというふうに思うんですが、この開発の時期に合わせて、できるだけ早く住宅地の開発というものをやっていかないといけないのかなと。今のままでいきますと、おそらく城陽側から入る方が非常に多かろうと思ひまして、城陽に住所を持って行って、そこから団地の方へ通うというようなパターンがふえるんじゃないかなというふうに思いますので、できるだけ早く住宅地の開発について、早急に検討願いたいというふうに思います。

それから、もう一つ、これは要望なんですけど、今まで幸いにも、大雨等による災害に対して、その開発については非常に神経質に取り組んでいただいております。大きな問題が発生しなかったということは非常にありがたいなと思います。ただ、29年まで工事は進みますので、その間にまた大雨などで土砂の流出だとか大水が出るというふうなことについては、十分ご留意をいただきながら、ひとつ監視の方もよろしくお願ひしたいというふうに要望して、質問を終わります。

議長(木村武壽) この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時12分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、岡田久雄議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岡田久雄議員。

3番(岡田久雄) 3番、岡田久雄です。事前に通告しております大きく次の2点につきまして、一般質問をいたします。

まず初めに、道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上について質問いたします。

信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に講習受講を義務づける改正道路交通法が本年6月1日に施行されました。自転車利用者への周知徹底を図るとともに、これを契機に社会全体で自転車マナー等の向上を推進していくことが重要であると考えます。

平成26年の自転車乗用中の交通事故件数は10万9,269件。平成22年以降減少傾向にあるものの、交通事故件数に占める割合は19.0%で、いまだ2割程度で推移しています。また、自転車事故による死者数は540人で依然として多く、悪質な運転への対策が求められています。

今回の改正法では、そうした危険運転で3年以内に2回以上検挙された14歳以上の運転者に、自動車と同じような安全講習の受講を義務化し、この講習を受けないと5万円以下の罰金が科せられることになっています。

そこで、次のことについて質問します。

1、今回の道路交通法改正での14項目の危険運転行為とはどのようなものか。

2、本町の小中学校では、現在まで、自転車安全運転及び自転車の安全点検について、どのような取り組みをされてきたのか。

3、道路交通法改正に伴い、今後、大人及び小・中学生の自転車安全運転の取り組みについて、本町ではどのように考えておられるのか。

4、今回の道路交通法改正について、いまだ具体的な内容を知らない住民が多いのが実態だと思いますが、どのように周知徹底される考えなのか、お伺いします。

5点目に、本町内の交通安全や防犯の見地から、危険箇所をあらわした安全マップを作成し、住民へ配布する。また、交通ルール安全指導者マニュアルを作成し、小・中学生の授業等で活用し、子供の命を守る学習の取り組みが必要と思いますが、本町の考えをお伺いいたします。

次に、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率の向上について質問します。

肺炎は日本人の死因の第3位となっており、中でも肺炎球菌による肺炎は成人の肺炎の25%から40%を占め、特に高齢者や慢性疾患をお持ちの方は重篤化するおそれがあります。

本町では平成26年4月から、本町独自に65歳以上の高齢者に対し、肺

炎球菌ワクチンの接種費用のうち4,000円が公費助成されています。その後、国の法令が改正され、平成26年10月より、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種は予防接種法に基づく定期予防接種となりました。

そこで、次のことについて質問します。

1、平成26年度の接種率について。

2、周知方法はどのようにされているのか。

3、国の定期予防接種になり、それまで実施されていた本町独自の4,000円の公費助成から、どのように接種方法及び自己負担金は変わったのか。

4、本年度の対象者数は何人おられるのか。また、接種率の目標は幾らと定めておられるのか。

5、対象者で接種されておられない方へは、今後どのような方法で接種の呼びかけをされるのか。

よろしく願いいたします。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

なお、教育に関係するご質問につきましては、教育委員会の方からお答えさせていただきます。

1点目の、道路交通法改正に伴う自転車マナー等の向上についてですが、まず一つ目の、今回の道路交通法改正での14項目の危険行為につきましては、道路交通法施行令第41条の3各号に自転車運転における危険行為が規定されており、信号無視、通行が禁止されている道路や場所を通行する行為、歩行者専用道での徐行しない行為、道路の右側を通行する行為、路側帯で歩行者の通行を妨げる行為、遮断機が下りた踏切へ立ち入る行為、信号のない交差点での優先道路通行車の進行を妨害する行為、交差点で右折しようとするときに、直進または左折しようとする車両の進行を妨害する行為、環状交差点を通行する車両の進行を妨害する行為、一旦停止せず進行する行為、車道寄りを通行しない行為、ブレーキ装置がない自転車で走行する行為、酒に酔った状態で自転車を運転する行為、携帯電話を使用しながら運転し、他人に危害を及ぼすような運転をする行為の14項目であります。

三つ目の、道路交通法改正に伴い、今後、大人への自転車安全運転の取り

組みにつきましては、今後、そのような取り組みが可能であるかどうかも含めて、田辺警察署と協議してまいりたいと考えております。

四つ目の今回の道路交通法改正の周知徹底につきましては、田辺警察署に伺いますと、玉水駅や保育園、小学校で道路交通法改正のビラを配布しながら啓発活動をしていただいているようではありますが、今後、田辺警察署や井手町交通対策協議会と連携し、より効果的な啓発方法などを検討しながら、町としてもその周知に協力してまいりたいと考えております。

五つ目の町内の安全マップの作成につきましては、現在、田辺警察署におきまして、交番連絡協議会の委員や小学校のPTA役員からの危険箇所、注意箇所などの意見を取り入れた「井手町あんしん・あんぜんマップ」の作成に取り組んでいただいているところでありまして、今年度中には完成し各戸配布する予定であると伺っております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） 二つ目の自転車安全運転等の取り組みにつきましては、小学校では毎年4月に、田辺警察署や子供見守り隊などの協力を得て交通安全教室を開催しております。交通安全教室では、学年別に内容は異なりますが、自転車運転の実技指導をはじめ、交通ルールなどの学習を行っております。また、井手小学校では、5・6年生を対象にした自転車運転免許講習会も実施しており、実技試験と学科試験に合格した児童には警察が発行する自転車運転免許証を交付するなど、交通安全意識の向上に努めております。

中学校では、京都府警などから発行されるさまざまな交通安全指導資料を活用し、季節ごとの交通安全週間などの機会に生徒への指導を行っております。ことしにつきましては、小・中学校とも、交通安全指導の際に、道路交通法の改正内容についての指導も盛り込まれたとのことでもあります。

三つ目の今後の小・中学生の自転車安全運転の取り組みにつきましては、毎年取り組んでいる交通安全教室など、警察等関係機関の協力を得ながら、児童・生徒の発達段階に合わせた自転車の安全運転等の指導を引き続き実施してまいりたいと考えております。

五つ目の指導者マニュアルにつきましては、京都府教育委員会や警察等が発行している資料等の内容は充実しており、当面はこれらの資料を活用して

指導していくことを考えております。

いずれにいたしましても、児童・生徒がみずからの命を守るとともに、迷惑行為、危険行為等に及ぶことのないよう、交通マナーの向上につながる取り組みを引き続き実施してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽）　　続きまして、答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　小笠原保健センター所長。

保健センター所長（小笠原温美）　　2点目の高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率の向上についてであります。一つ目の平成26年度の定期の肺炎球菌予防接種の接種率につきましては、対象者525人、接種者258人、接種率は49.1%でありました。また、町独自の助成制度を利用された方は126人でありました。

次に、二つ目の周知方法につきましては、平成26年度は10月に、平成27年度は4月に広報いで及び本町ホームページに掲載するとともに、対象者全員に案内と申込みはがきを入れて個別通知をしております。

次に、三つ目の、国の定期接種後、井手町独自の4,000円公費助成からどのように接種方法及び自己負担金は変わったかにつきましては、定期接種開始までの本町の成人用肺炎球菌予防接種費用助成制度では、対象者は「接種時に井手町に住民票がある65歳以上の方。ただし、肺炎球菌ワクチンを5年以内に接種した方、保険適用の方は除く」としておりました。定期接種開始後は、「接種時に住民票がある65才以上の方。ただし、既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の予防接種を接種した方、保険適用の方は除く」に変更しております。

助成金額、助成の方法は定期接種前後で変わりなく、町内の医療機関で受けられた場合、接種費用から4,000円を引いた金額を支払っていただきます。それ以外の医療機関で受けられた方は、接種費用の全額を医療機関に支払い、助成申請手続きをしていただき、4,000円を償還しております。

平成26年10月に開始された定期の高齢者肺炎球菌ワクチンの対象者には、はがきで申し込みをしていただき、保健センターから受診票を送付します。接種を受けられたときの自己負担金は2,500円で、町民税非課税世帯及び生活保護世帯の方の自己負担金はありません。

次に、四つ目の平成27年度の対象者と接種率目標につきましては、全員



受けていただくことを目標に、対象者509人の方に個別通知をしております。

次に、五つ目の対象者で接種されておられない方への呼びかけ方法につきましては、定期の高齢者肺炎球菌ワクチンについて、本町ホームページで継続して掲載するとともに、12月の「広報いで」に再掲載する予定であります。また、定期接種に該当する年度に受けられなかった方は町の助成制度を利用していただけますので、助成制度についても同様に再掲載してお知らせする予定であります。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 要望させていただきたいと思います。

14歳以上の自転車運転者には、自動車の運転者と同じように、危険行為の運転には罰則刑も含む大きな責任が問われます。また、近年では、自転車運転中の事故により、大人また子供も含め、多額の賠償金を請求されるという事例も多々あります。自動車の賠償保険には入っているけれども、自転車の賠償保険には入っていないというのが現状ではと思います。保険の加入等にも入る、またその訴えも必要ではないかなというふうに思います。

特に子供たちには、みずから学ぶ機会も学ぶ教材もないと思いますし、ぜひとも、学校の授業等で再度学ぶ機会をつくっていただき、自転車事故を起こさないように、また、先進的な取り組みをされている自治体も多くございますので、さまざまな事例を参考にされ、さらなる自転車運転マナー等の向上につなげていただきますよう、よろしく願いたいと思います。

また、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率の向上につきましては、1人でも多くの接種対象者の方が予防接種をされますように、周知啓発をよろしく願いたいしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（木村武壽） 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。事前通告しております2項目についてお伺いいたします。

1番目、汐見町政6期目の運営についてお伺いします。

本年 8 月に行われた町長選挙では、多くの各種住民団体から推薦され立候補された汐見町長が当選されました。これまで 5 期 20 年の実績が評価され無投票当選になったとの声もあります。汐見町長は 1 期目就任当初より、住民との対話と国や京都府との協調を重要基本姿勢として取り組まれてきました。8 月 27 日の初登庁で 6 期目の汐見町政がスタートしました。

そこで、1 番として、これまでの基本姿勢での取り組みについて、2 番目、6 期目の町政運営の基本姿勢について、3 番目、無投票になった選挙戦について、考えをお聞きします。

2 項目めとして、役場新庁舎建設についてお伺いします。

昭和 43 年に建設され、老朽化し水害の心配もあり、建てかえ計画がされている役場新庁舎建設に関してお聞きします。この件については以前から、新庁舎建設の具体化は町長選挙後と答弁をいただいていたのですが、公約にも挙げられていた建設計画の現状についてお伺いします。

1 番目として、建設資金の見通しについて、2 番目、建設検討委員会等の設立時期について、3 番目、建設規模の概要について、4 番目、防災施設の併設の考えについてお聞きします。

また、具体化にはいろいろ課題もあると思いますが、本町の地理的立地条件を生かして、京都府南部の防災センターなどの施設併設建設をされてはと考えますが、いかがなものでですか、お伺いいたします。

よろしくお願ひします。

議長（木村武壽） 答弁願ひします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは 1 点目のご質問にお答えいたします。

まず、6 期目の町長選出馬に当たりまして、「経験と行動力を生かし、山田京都府政と協調して、豊かな自然と利便性、快適性とが共存する新しい町の実現を目指します」を基本姿勢として、六つの柱からなる 33 項目の基本政策を公約として発表し、その実現に向け精いっぱい取り組んでいくことを訴えてまいりました。

具体的に六つの柱について申し上げますと、一つ目は「自然環境を守り育て、安全で安らぎのあるまちづくり」として 6 項目、二つ目は「快適な暮らしと豊かな自然を生かしたまちづくり」として 4 項目、三つ目は「活力のあ

る産業振興と観光・交流のまちづくり」として4項目、四つ目は「あすを創造する教育や文化を育み、子供たちがのびのび育つまちづくり」として7項目、五つ目は「生き生きと安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」として4項目、六つ目は「つながりと触れ合いを大切にし、みんなで取り組むまちづくり」として8項目を基本政策としております。

なお、町政運営に当たっての基本的な姿勢や具体的な取り組み内容につきましては、冒頭の挨拶で述べておりますので省略をさせていただきますが、これからの4年間、住民の期待に応えられるように精いっぱい取り組みたいと思っております。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の役場新庁舎建設についてであります。一つ目の建設資金の見通しにつきましては、新庁舎建設検討会議にて出された意見により、時期や場所、規模、構造などによって見通しを立てていきたいと考えております。ただ、一般的にオリンピック以前と以降とでは建築資材等の費用が変わると言われておりますので、建設時期によっても変わってくるものと思われま。

二つ目の建設検討会議等の設置時期につきましては、今期定例会に新庁舎建設検討会議を設置するための補正予算を計上させていただいております。なお、予算を可決いただきました後に、なるべく早く新庁舎建設検討会議を立ち上げてまいりたいと考えております。

三つ目の建設規模の概要、四つ目の防災施設の併設の考えにつきましても、新庁舎建設検討会議にてご議論いただくものと考えております。なお、京都府南部の防災センターの施設建設につきましては、国や京都府が京都府南部地域に防災センターが必要とされているかどうかを見きわめた後に、要望するかどうかの判断を見きわめてまいりたいと考えております。

議長（木村武壽） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 2点目の役場新庁舎についてですけれども、細部については予算が通ってからということなんですけれども、要望として、検討委員会の

メンバー、どのような方になるかわかりませんが、各種団体とか一般公募については、若年層の団体や個人をぜひ多く入れていただきたい。

それと、今回も、ことしの関東地域を中心に水害がありましたけども、あれがもし木津川でということの思うと、町内のほとんどが完全にやられると思います。そういうこともありますので、ぜひ速やかに検討会議を進めていただいて、少しでも早く建設できるよう要望して、質問を終わります。

議長（木村武壽） 次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 9 番、谷田 操です。

それでは、通告に基づきまして、4 項目についてお尋ねをいたしたいと思いますが、まず 1 点目の町長の政治姿勢について、質問通告にない点についても、1 項目お答えいただけないかと思うことがございます。

まずその点ですが、先般 9 月 19 日の未明に、国会の方では国の言う安全法制というものが成立をしたということで、国民の大多数は国会の場での説明は不十分だと、納得できないというアンケート結果がある。反対の方が 6 割から 7 割とどの世論調査でもある中ですが、日本共産党は、今回の採決については、委員会の採決は採決とも言えない、その後の国会の手続についても大変問題があるというふうに考えております。満身の怒りを込めて抗議しています。

町長におかれましては、これまでの質問の中で、国会で審議されていることであるので、一自治体の長がその内容について政治姿勢を一々表明するということが適切ではないというふうにお答えになってきたわけですが、今国会で成立したということを受けて、どのようなご感想、ご意見をお持ちなのか。通告には間に合いませんでしたので、先ほどもほかの議員さんからもありましたが、通告の締め切りと本会議の質問の間が非常に長い本町の議会の運営上、これはやはり改善が必要やと思っているんですが、そういうこともあるので通告に盛り込めませんでした。町長の方からお答えいただけるのであれば、その点をお願いしたいと思います。

その他、通告に基づいて質問させていただきます。

町長選挙に当たりまして、町長は人口減少対策に意欲を示されたというふうに報道で見たわけですが、具体的に何を行われるのか。

7月に日本共産党の井手町支部で町民アンケートを実施したんですけれども、その中で町民の皆さんの暮らし向きを尋ねましたら、「余裕がある」という方は4.3%、「何とかやっている」という方が67.4%、「苦しい」という方が28.9%でした。自由記述欄には、「告別式のお金を残したいが、そんな余裕はありません」とか「消費税が上がる時、社会保障費に使われると聞いていたのに、何も生活が豊かになるどころか老後が不安でなりません」とか「年金生活者にはだんだんつらくなってきている」「高齢者2人の介護が必要になり、退職しなければならなくなったので生活に余裕がない」などとありまして、消費税の増税と年金の引き下げ、所得が上がらないということが住民の生活を直撃しているということがよくわかる内容でした。町政で優先して取り組んでほしいことは何かというのをこちらの方で31項目挙げまして、複数回答で問いましたら、延べ249項目の要望が挙げられたんですが、その中で多かったのが、町内巡回・京田辺方面へのバスが9.6%、国保税の引き下げが8.0%、介護保険料・利用料の引き下げが7.6%という順でございました。町長は、このような声なき声を受けとめて、新たな気持ちで町政執行に当たっていただくべきだと思っております、福祉と住民生活向上へ向けた決意を伺いたいと思います。

2点目に、国保証の個人カード化についてです。

井手町の国民健康保険証は、今なお従来どおりの、紙を三つ折りにしました一家に1枚の証になっているわけですが、これでは医療機関受診時に家族がそれぞれ同時に提示することができません。大変不便であるという声をいただいております。家族一人一人が所持できる個人カード化できていない市町村が京都府下ではほかにあるのでしょうか。今週の予算委員会でもこれが話題に上りまして、個人カード化は機械上はできると答弁があったんですね。平成30年度の国保広域化に合わせてとか、マイナンバーの施行に合わせてなどの答弁があったんですが、井手町では来週、証の更新時期を迎えます。広域化まで先送りするというのはまさにサボタージュだと言わざるを得ません。

マイナンバー制度とのかかわりにつきましては、9月3日に成立したマイナンバー改正法におきましても、健診情報に付番するというようなこと以外、現在では医療情報とのひもづけができるものにはなっていませんし、現在、マイナンバーカードを国保証にかえるということもできません。住民の利便

性向上のためには、広域化ともマイナンバーともかかわらず、直ちに国保証の個人カード化を進めるべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

3点目に、介護保険についてです。

介護保険法の改悪によって、本年8月から介護保険利用料が1割負担から2割負担になる被保険者が発生いたします。どのような被保険者が対象になったのですか。負担割合の変更について、どのように被保険者に通知をしたのですか。2割負担になる被保険者は何人、何%になりますか。自己負担が2倍になるということによる利用抑制が発生する危険性はありませんか。2割負担者で7月より8月の利用を減らしたという利用者はありませんか。実態を伺います。

また、特養や老健施設などの入所者の食費・居住費、ショートステイ利用者の食費について、生活保護世帯や世帯全員が非課税の方については、段階に応じた自己負担額、負担限度額と言いますが、を設定して、標準的な費用の額（基準費用額）との差額を現在は特定入所者介護サービス費、介護保険の補足的な給付として施設等に支払っていますけれども、新たな介護保険法では、この負担限度額の設定に資産を勘案せよということに改悪になりました。すなわち、食費や居住費の減額を受けたければ、預貯金通帳のコピー、金融機関での資産調査を承諾する同意書の提出を義務づけられるようになりました。申請時からこのような書類の提出を義務づけるというのは、生活保護の申請よりもハードルを高くするものであります。

7月中に負担限度額証の交付申請を受け付けていると思いますが、申請状況を伺います。何人に申請書を送付して、何人が7月中に申請されたか。8月になってから申請された人も月初めにさかのぼって8月利用分の減額措置が受けられるというふうに国会では答弁もあるわけですが、そのような運用にちゃんとなっているのか。認知症やその他の理由で申請が難しい人があるのではないのでしょうか。ヘルパーやケアマネジャーによる代理申請を認めた例がありますか。通帳のコピーや承諾書がついていなかった場合や、対象者だったのに申請しなかった人についてのフォローはどのようにしていますか。

国は「資産調査は必要なときに行う。何人に1人抽出して調査するように、などの基準は示してない」と言っていますが、本町では「必要なとき」とはどのようなときで、どのように調査するのでしょうか。数限りない金融機関

全てをそもそも調査できるのでしょうか。調査できないのに承諾書を出させるのはおどしと言わざるを得ないのではないのでしょうか。提出を求められた高齢者からは、「見せたくないと言ったら疑われるのではないかと不安だ。減額を受けているのだから丸裸になれというのは尊厳が傷つく」というような声をお聞きしています。細かくお金の出入りが記入される通帳のコピーは本当に必要なのでしょうか。明石市のように、資産の自己申告と誓約書で十分ではないかと考えます。個人情報の保護について、どのような配慮を行っているのかも伺いたいと思います。

4点目に、マイナンバー制度の準備状況とセキュリティーについてです。

10月1日から、一説には5日ということですが、マイナンバー法による個人番号通知が始まります。準備状況と具体的な通知方法を問います。紙の番号通知カードが世帯ごとに簡易書留で送付されるということですが、確実に全住民に届けることができますか。住民票の住所に実際住まいしていない人がおられます。事前に現在の住所で受け取れるよう手続せよとのことですが、実際できない人は出るのではないかと。入院中、介護施設などの入所者、遠隔地に一時居住している人が事前に手続できなかった場合などの扱いはどうなりますか。配達時に不在で、郵便局にもとりに行けない人の場合はどうなるのでしょうか。9月下旬に転居など移動があった場合はどうなるのでしょうか。

マイナンバー制度開始に当たり、個人情報の保護がますます厳しく求められます。9月3日に成立した改正マイナンバー法では、預貯金の口座とのひもづけが可能というふうにされました。情報が流出すれば、年金機構による情報流出以上の被害が推測されます。本町の情報管理セキュリティーはどうなっていますか。既存の住基システムに接続されている基幹システムは、インターネットと接続不可能なように物理的に切断されていますか。それとも、基幹システムとインターネットにつながる情報系システムとをスイッチを使って切り離すというようなこともされているところがありますが、本町ではどちらですか。スイッチを使っている場合は、共用の端末パソコンを利用することで情報流出の危険性が出てまいります。

いずれにしても、年金機構で起こったような、個人情報をわざわざネットにつながっている情報系システムの方へ移動して操作するようなことが行われたら、流出するおそれは高まるわけです。悪用を狙う人にとっては、わざ

わざ情報を集めてくれるわけですから、絶好のハッキングの対象にされて、悪意のある人ですから、あの手この手と新種の手口がつくられます。絶対に情報は流出しないと切り切れるのでしょうか。お答えください。

このような危険な制度は廃止を求めるべきであるし、特に希望しない人にまで任意である個人番号カードの作成を誘導するような施策、つまり、図書カードとの併用などは行うべきではありませんが、町長の見解を伺います。

以上でございます。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私への1点目のご質問にお答えさせていただきますけれども、冒頭の挨拶や中坊議員のご質問にお答えしたとおりでありますので、回答は省略させていただきます。

なお、議会の方で、議長の方から何もありませんけれども、通告以外の質問に対する回答につきましては、まず議会の方で判断をしていただきたいと思います。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一） 2点目の国民健康保険証の個人カード化についてであります。これまでから答弁しておりますとおり、マイナンバー制度導入に合わせて、次回の平成28年4月更新から健康保険証の個人カード化を実施する予定であります。

議長（木村武壽） 続きまして、答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 3点目の介護保険についてであります。1点目の介護保険利用料が1割負担から2割負担になる対象被保険者につきましては、まず、対象者は本人の合計所得金額が160万円以上であります。ただし、同一世帯の65歳以上の方の年金収入額とその他収入の合計所得金額の合計が、単身世帯で280万円、2名以上では346万円未満となる場合は1割負担となっております。



次に、対象者への通知については、以前にもお答えしているとおり、介護支援専門員に利用者への制度周知を依頼し、また、7月の「広報いで」への掲載とともに、ホームページにおいて周知を図ってきたところであります。

次に、2割負担になる被保険者については、9月時点で21名、率は4.5%となっております。

次に、利用の抑制や実際に利用を減らした方については、事業所に確認したところ、そのような方はございませんでした。

二つ目の特別養護老人ホーム等の入所者等の食費等に係る負担限度額認定証につきましては、まず申請書の送付人数は127名で、88名の方が7月中に申請をされました。次に、負担限度額認定の適用日については、申請日が属する月の初日から適用することとなっております。

次に、申請が難しい人があるのではないのか、また、ヘルパー等による代理申請については、施設入所の方は施設にご協力いただき、申請書を家族へ渡していただいておりますし、8月に入っても申請がない方については、担当のケアマネジャーに相談し、個別に申請に係る声かけをお願いするなど対応を行っております。また、ヘルパー等による代理申請もありました。

次に、通帳コピー等がない場合や申請をされなかった方へのフォローについては、ご家族が郵便で申請書等を送付してこられました。同意書がなかったため、連絡し、送付していただいた例がございます。また、窓口で通帳コピーを忘れた場合も、通帳コピーもしくは通帳本体を持参していただくよう声かけを行い、後日来庁していただき対応した例がございます。申請がなかった方についても、8月中に担当のケアマネジャーに連絡し、状況を確認したところ、資産が基準額以上あり、また負担限度額認定が必要なサービスを今後利用する予定がないためなどの理由により、自発的に申請をされない方もおられました。

次に、本町では「必要なとき」とはどのようなときかについては、国の通達では、金融機関への調査は適正な申告を促し不正受給を抑止する動機づけの意味を持つものであり、必ずしも全件実施する必要はなく、サンプル調査や不正が疑われる場合、申告内容に疑義がある場合に調査するものとされているため、そのような場合、実施することとしております。

次に、どのように調査するのかについては、国が設定した金融機関共通の照会ルールにより対応しております。

次に、金融機関の調査については、負担の公平性を確保するためには、調査範囲を明らかにすることは適当でないと考えております。

次に、通帳のコピーについては、金融機関への照会で得られるものは通帳の有無と残高のみであるため、事前に意図的に預金等を出金した場合、正しい判定ができないことが想定されるため、介護保険法施行規則及び国の通達により通帳コピーの提出を求めています。

次に、個人情報の保護については、井手町個人情報保護条例に基づき適正に行っております。

議長（木村武壽）　　続きまして、答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子）　　4点目のマイナンバー制度の準備状況とセキュリティについてであります。私の方からは準備状況についてお答えいたします。

まず、個人番号の通知につきましては、住民基本台帳の趣旨により、住民票に記載されている住所地に簡易書留にて通知カードを送付いたしますが、やむを得ない理由がある場合は、事前に登録を行っていただくことで、現に居住している住所地以外の居所に送付することとなっております。

次に、居所情報登録につきましては、ホームページに掲載、各区の回覧にて周知を図っているところであり、国の方では医療機関や各種施設にも周知されていると聞いております。登録は、本人はもちろん、法定代理人や任意代理人からの申請も可能となっており、また、申請書を郵送していただくことも可能です。事前に居所情報登録ができなく、通知カードが送付されなかった場合は市町村に返戻されてまいります。その場合は、住民票記載事項の確認・調査の上、本人に交付することとなっております。

次に、9月末の住民票の異動については、確定したものは反映され、新しい住所地に送付することとなっております。転出予定者で転入が確定していない住民票の異動については、転入が確定した時点で送付先情報が登録され、新住所に送付することとなります。

次に、配達時不在により郵便局に保管となった場合は、再配達を受けることも可能です。保管期間を経過した場合は市町村に返戻され、住民票記載事項の確認・調査の上、交付することになります。

次に、マイナンバー制度は本来国が果たすべき役割の事務を地方自治体に委託する法定受託事務であるため、本町のみ廃止するということはできません。また、図書カード等との併用は今のところ考えておりません。

議長（木村武壽）　　続きまして、答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　　私の方からはセキュリティー対策についてお答えいたします。

本町の情報管理セキュリティーにつきましては、平成16年度に、井手町の情報資産を適切に保護・管理することを目的に、井手町情報セキュリティーポリシー対策基準を作成し、統一的に情報セキュリティー対策を実施しております。まず、物理的セキュリティーといたしまして、ハード面ではゲートウェイ対策としてファイアウォールを導入しており、許可されていない通信及び不審な通信、あるいは特定のアプリケーションの利用等をブロックする仕組みとなっております。次に、ソフト面ではウイルス対策ソフトを全ての端末に導入いたしております。これらにより、より強固なセキュリティー対策を実施しております。また、人的セキュリティーといたしまして、副町長を統括責任者とする全庁的な情報セキュリティー推進体制を構築しております。また、定期的な情報セキュリティー会議の開催をはじめ、全職員に対して啓発やサイバー攻撃に関する最新情報の提供、さらに、京都府と共同しながら定期的に標的型メールテストを行うなど、人的セキュリティー教育・訓練も実施しているところであります。

次に、パソコン端末の利用形態につきましては、基幹系、情報系、それぞれ別の端末を利用しておりますので、共用で使っていることはございません。

次に、情報流出につきましては、今後とも常に最新セキュリティー対策を実施し、万全を期してまいりたいと考えております。

議長（木村武壽）　　再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　　こちらがちゃんと通告書に書いてあることで答弁していただいていないことは、それは本当に議長の方からきちんと注意をしていただきたいと思いますと思うんですが、それは後ほど指摘しますけれども、町長がおっし

やった、議会の方で決めていただくことだということなので、これだけ国民的関心の高い今度の安全保障関連法についての町長のお考えというのを、通告は締め切りのときに間に合いませんでしたので、ぜひこの場で一言でもお答えいただくように、議長のご許可をお願いいたします。

それと、今言いました、こちらが言っていること、聞いていることを答えてもらってないというのは、国民健康保険の話ですが、私が調べたところ、現在、井手町以外で国保が個人カード化になっていない自治体というのは京都府下にはないんです。それを確認したかったので、それを聞いているのに答えてない。それと、マイナンバーカードが施行したために、来年、証の更新でカード化しますというのはどういうことなのか。国保証とマイナンバーカードを兼ねるということは、将来的には国はやりたがっていますよ。そやけども、それは今できないんですよ。それが何でそんな関連づけをして言われるのか。来年、個人カード化されるんですね、それは結構ですけど、マイナンバーの施行とどういう関係があるんですか。それが2点目。

次に、介護保険の問題では、答えていただけてないというのは、明石市のように資産の自己申告と誓約書で十分と違うかと、私は「おどし」という言葉を使ったけれども、答弁の方は「動機づけ」というふうな言葉を使われまして、ちゃんと申告してもらうために動機づけをしているんだということなんです。申請書にも資産が幾らと書く欄はあるんですよ。それにもかかわらず、さらにコピーをつけよということなんでしょう。だけど、ちゃんと隠さず申し上げますみたいな誓約書があれば、一々どこに幾らお金を使ったかという出入りが、通帳のコピーだったら事細かく出るわけです。そういうことまでは知られたくないという方は当然たくさんいらっしゃるんで、誓約書でも十分じゃないかということを検討されなかったのか、この質問についてのお答えをいただきたいと思います。

マイナンバーの件も、聞いていることに答えてほしいんですよ。端末は別々やと、それはわかりましたよ。そやけど、私が聞いているのは、まず基本的な話で、国が言っている基幹システムと情報系システムが物理的に絶対つながらないようになってますかと。それを、国の方では、それさえできていないところがまだ自治体によっては18%以上あるというて答弁しているわけですね。だから、まず基本的な、物理的に基幹システムと情報系システムが完全に遮断されているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（木村武壽） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一） 谷田議員のただいまのご質問にお答えいたします。

私どもの検討しておりましたのは、厚労省が本年5月に個人番号カードに健康保険証の機能を持たせ、平成29年7月以降、できるだけ早い時期の導入を目指すといったような方針を示しました。ただ、本年7月には、国の説明会の資料では被保険者証の番号を都道府県で統一ということは考えていないと、一方ではこういったことがありまして、まだまだ流動的であるというふうな判断をいたしまして、検討してきた結果、次年度の更新については個人カード化を実施する予定ということでご答弁申し上げました。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 先ほどの、明石市のようにというご質問であります。先ほど通帳のコピーについてでお答えしたとおり、正しい判定ができないこととなるため、本町では国の通達等に基づきまして対応をしているところであります。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 谷田議員ご質問のマイナンバー関係のセキュリティーの関係でございますが、物理的に遮断されているのかというご質問でございますが、本町の場合、そのとおりでございます。

以上です。

9番（谷田 操） 議長、答えてもらってないことに答えてもらってください。国保のカードの他の自治体の例を聞いてみると、私が調べた結果が確かかどうかわからへん。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一） 議員おっしゃられるとおりでございます。

9番（谷田 操） 町長に対する通告外の質問についても、答えていただく

ように許可をお願いしたいと思います。

議長（木村武壽） そのほか、再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。答えられるようなやつを質問してもらわんことには。

9 番（谷田 操） 町長だってお答えになりたいと思っておられるんじゃないかと思うんですけれども、別に質問通告になくても、緊急の場合でいろいろなことをお尋ねする場合もあると思うんです。いつも議長の許可がないと言にくいとおっしゃっているので、許可してくださいということで、議長が許可された上で、町長が、いや、それは質問通告にないことですから答えませんとか、自分は答えられませんとか答えますとか言わはるのは、また町長が判断されると思うので、町長から投げかけられているので、議長のご許可をぜひお願いしたいということではいかがでしょうか。

安全保障関連法については、成立後も多くの国民から声が上がり続けています。国会で審議をすることについて町長が意見を言えないとおっしゃるなら、こういう意見を言う人たちについても国会の代議制を無視することというふうにお考えなのかと、私はぜひそのことについてお聞きしたいなと思っていたんですが、いずれにいたしましても、今後は集団的自衛権行使の閣議決定を撤回することと、それと安全保障関連法の廃止という 1 点で、国民の皆さん、あらゆる政党の方にも呼びかけて、一致して国民連合政府をつくるために共産党が努力したいというふうに表明をいたしまして、質問を終わります。

議長のご許可は。

議長（木村武壽） 一般質問に関しましては、今ここで質問事項以外のことに関しては、時間の制約もありますので、それはご勘弁願いまして、何かの形でまた質問していただきたいなと思います。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0 時 12 分

再開 午後 1 時 20 分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開いたします。

これで一般質問を終わります。

次に、日程第 5、議案第 46 号、井手町固定資産評価審査委員選任につき

同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第46号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第46号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第46号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第46号は同意することに決定しました。

次に、日程第6、議案第38号、井手町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第38号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) まず1番目に、個人情報を保護する必要があるというマイナンバーの仕組みそのものについての質問ですけれども、市町村で、これからマイナンバー法施行によって、住民の方がいろいろなところにナンバーを記入しなければならないとか、新たにそういうことが必要となるものは何があるのか。それによったら、例えばカウンターでそんなものを書かなあかんようになったら、そのための情報の保護ということが必要ですので、

まず一般住民の方、企業の法人番号ではなく一般住民の方が、これから井手町のいろいろな手続において、どういうところでマイナンバーの記入を求められたり通知をしなければならないということが生じるのかということが大前提として1点です。

それから、4ページで特定個人情報、これはマイナンバーに規定されている情報ということでいいんですが、三つ目の情報提供等記録というものは、実際、具体的にはどういうものなのか。電磁的な、パソコンでしか見られないようなものなのか、パソコン利用できないような方については、それはどういうふうになるのかが2点目。

それと、5ページから6ページにかけて特定個人情報の利用の制限というものがあります。非常に高度な個人情報で、これからどんどんと国はもっとさまざまな個人情報をひもづけしようとしている、その方針になっているのですから、利用に厳しく制限をかけるということは当然のことだと思っておりますが、これまでの条例から新しい8条の2、3、強いものが加えられるということで、これまで以上に厳しい制限がかけられるということであればわかるんですけども、6ページに開示請求権とかの部分で、12条の2の1項、2項というところで、今までの個人情報の場合は「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」ということであるのに、2項では、特定個人情報については「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人」とあって、これまでは任意で代理人を指定しても開示請求とかできなかったものが、これは本人が任意に開示請求、委任状を渡せばですよ、代理人に指定して、その人も開示請求できるというようなことになって、逆にこれまでの個人情報保護条例よりも広く利用できるようになってしまうんじゃないかと、厳しい利用制限ということにならないんじゃないかと思うんですが、それはどうですか。

それと、抜けまして、戻って申しわけないですけど、6ページの上の項目で、特定個人情報の提供の制限というところで、「実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない」とあるんですが、番号法第19条各号で指定されている提供してもいい場合というのは、どんな場合があるのかをわかるように説明してもらいたいと思います。

(挙手する者あり)



議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目は、マイナンバーの仕組み、どういうものが町として必要とか使われていくことになるのかというふうなことでございますけれども、さまざまな分野で申し上げますと、個別具体的に申し上げることは、例えば私も総務課には、源泉徴収票であるとかいうふうなものに入れていくというようなことにはなっております。その辺のシステム改修なども図っていくというふうなことで今現在動いているところでございまして、そもそもこのマイナンバーを記載するものにつきましては、分野としましては税の分野、健康保険であったり厚生年金であったりとかいうふうなものについての分野、あとは雇用保険の分野、この分野についてシステムを改修といいますか、マイナンバーの記載をするというふうなものになっておりますので、本町においてもそのようなそれぞれの分野の部署部署で、どういうものが必要であるのかというふうなことを洗い出しをしながら、今現在、事務を遂行していているところでございます。

続きまして、4ページの情報提供等記録とは何なのかというふうなことでございますが、情報提供等記録といいますのは、情報提供ネットワークシステムというのがあるようでございまして、いわゆる電算上、機械上の話でございまして、それを使用して、どのような特定個人情報がどの機関でやりとりされたかに係る記録、まあ言うたらログですね、そういうもののことを情報提供等記録と申します。

次に、利用制限についてでございますが、これまでと条例、何か厳しいことになるのかということなんですけれども、個人情報保護条例の中に、今までの個人情報の中にそういう特定個人情報、またその中に情報提供等記録というのがありますので、今現在の個人情報の中に特定個人情報というものが包括して含まれているということになりますので、今までの個人情報保護の条例上の考え方は、新たにこういうナンバーが入ったとしても、考え方は変わらず遂行していくということでございます。

続きまして、委任状をもって本人のかわりに特定個人情報は請求できるのかというふうなことにつきましては、一応、番号法におきましては、本人さんなどの権利を保護するために、本人の代理人でも開示請求を認めているというふうなことを、法律ではそうしておりますので、条例においても、本人

の意思によってそういう情報がかわりに、たとえ代理人の方と言われても、本人でなくとも提供、開示の請求ができるというふうなことで、まあ言うたら本人のために拡大をしているというふうな考えに基づき法律で定められているというところでございます。

続きまして、最後、6ページ、8条の3の関係、法第19条の各号に規定されているというふうなことでございますけれども、こちらにつきましては、番号法の第19条で14項目が項として挙がっておりまして、提供してはならないというふうなことでありますので、結局はどういったことが具体的に書いているかと申しますと、例えばわかりやすいところと言いますと、第3項になりますが、「本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき」については構わないというふうなことになるということでございます。あと、例えば住基台帳法の関係でいきましても、特定個人情報を提供するとき、これも構わない。いわゆる住基上の照会、市町村間の照会で、条例上、法令等に定められている場合の照会についての回答は構わない。具体的にそういうものでございます。あと、ほかは、国税庁とか株式等の振替に関する法律とか、いろいろございますので、町には直接関係ないものもございましてけれども、そういうものが今回、新規の第8条の3の中で、番号法第19条各号というふうなことで定められているというふうなところでございます。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 今、一番最初に質問した件で、総務課長がお答えになったのは、源泉徴収票に書かなあかんと、役場の職員さんの給料を支払うということで、役場の中での話だと思っております。職員さんの全部の番号を総務課の方は収集して、源泉徴収票を出すのに書かなあかんねんと、それはわかるんですけども、私がお尋ねしたいのは、住民の皆さんが窓口で何かを申請される時に書かんなんようなことがありますかということなんです。

例えば、介護保険の申請をしたいと言って窓口に行きます。あなたの個人番号をここに書いてくださいというようなことが求められるのか。住民票を出してくださいということで役場に行きます。印鑑証明でもいいですけど、

自分の印鑑証明を出してくださいとあって、役場に申し込みに行きますね。ほなその場で、あなたの個人番号をここに書いてくださいというようなことが窓口で求められるということがありますかということをお聞きしているんです。そんなことはないはずやと思うんですけれども、いかがですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えします。

マイナンバー制度導入後、住民に対してということでございますので、例を挙げますと、例えば就職であったり転職、出産、育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となりますというふうなことで国の方は想定しておりますので、さまざまな場面でその番号が必要になるのかというふうに今後想定されます。

住民票を上げるときにはナンバーは要らないということでございます。

9番(谷田 操) ほな、今幾つか挙げた例だけ、介護保険とか生活保護とかだけですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 今、介護保険、聞きますと、まだ具体的に国の方から、どういう場面でマイナンバーを使うかは詳細に来ていないということでございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 詳細にまだわからないうちに、5日には多分無理やと国は言うてますから、今、一生懸命、郵便局が臨時のアルバイトを雇っているというぐらいで、10月中に届いたらいいかなみたいな話で、5日から発送というのはとても無理なので、いつから発送というのはどこを見ても書いてないんですけども、でも、来るのは来るわけですね。そのときに、いや、まだ詳しいことはわからないんですというのはいや、やっぱり困ると思うんです。それこそホームページ等、広報にも、こういうときにはマイナンバーが要るんですよとかいうことは言ってもらわなあかんと思うんですが。

例えば税務署でも、自分が確定申告するときにはマイナンバーを書いてくだ

さいよということにはなるけれど、そんなのは自己申告でみんな申告されますから、そのときに抜けていたりとか書いてなかったりとかしても、突き返して「書け」と、もう1回求めたりとか、それで罰則を設けたりとか、そういうことはないと言っているわけで、井手町でもこれはこういう扱いになるとは思うんですけども。

もしそんな、窓口で番号がやりとりされるようなことになれば、あんな窓口ではセキュリティーが保てない。これは個人情報保護のことを非常に詳しく定めても、後ろからのぞき見されないような場所をつくれとか、そういうことを非常に国は厳しく求めていますしね。窓口は別として、役場の中でその情報をやりとりしなければならない、記入したりしなければならない部署があるわけですね。確かに総務課やったら、職員の源泉徴収に書かんなんでしょう。それで、そういうのぞき見されないような、役場の職員ばかりの中とはいえ、見られないようにしなさいと国は言うているわけですから、そういう仕組みはもうできているんですか。その辺をちょっとお願いしたい。

6 ページの一番上、個人情報を提供してもいい例外の例で、番号法第19条に14項目あるというふうに書いてあるんですが、この中で一番私が危惧するのは、犯罪捜査とか犯則事件の調査なんかで提供する場合は例外ということになっているわけですね。見込み捜査等で、交安の関係者等でこれは事件に必要ですからというような形で求めてきた場合、どこまで守れるのかと。見込みでどんどんと、この人もこの人もこの人も番号をくれというようなことになった場合、個人情報を守れるのかというのが非常に危惧をしているところです。

そのときに、自分の番号が収集されたということを即座に知れる仕組みというのが同時になかったらあかんと思うので、住民票も事前登録制度というのが、議長、一生懸命努力されてできましたし、事前に登録しておいたら、自分の住民票や戸籍やらを請求されているということが後になってわかるという制度ができましたけども、こういうことの場合、即座にわからないと困ると思うんです。それがパソコン上からしかできないんだったら非常に困った問題なんですけども、その点については、パソコンを使えないような人もいてるし、インターネット弱者の方も即座にわかるような仕組みになっているのかどうかということをお聞きします。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、窓口であるとか総務課の関係で源泉徴収なりで、マイナンバーを見られないかとか、横から見るのかということの物理的なセキュリティーについてご質問いただいたわけなんですけれども、もちろんマイナンバーを求められるのは、職員であっても扶養家族であるとかいうふうに、そもそも個人情報でございますので、今現在もその辺には配慮しながらやっていますし、マイナンバーが入ったとしてもそれは同じ状況でさせていただくというふうなことで考えております。

あと、6ページの関係で、自分の番号が収集されたというときに通知が、事前の登録制度のようなものというふうなことについてお話があったかと思えますけれども、今度、平成29年1月でありますけれども、国の方が、マイナンバーを含む自分の情報をいつ誰がなぜ提供したのかという確認ができるというふうなことは確かに検討はされているようであります。確かに、パソコンの弱者であられる高齢者の方とかいうふうな方につきましては、もし気になるということであれば、ペーパーで請求ができるというふうなことも伺っておりますので、そのような情報が欲しいということであれば、ペーパーで請求されることになるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田 操です。

ただいま議案になっております議案第38号に反対の立場で討論を行います。

まず、具体的に、議案6ページの12条の関係で、これまでの個人情報には認められていなかった本人の委任による代理人の開示請求権を今回、特定個人情報に限っては認めるということではありますが、これは逆に、特定個人

情報へのアクセスを厳しく制限するという国の方針に反すると思うんです。総務課長も広く請求できるようになるんだとおっしゃったんですけども、個人情報を取得する場合の便宜性ということを言われましたけど、それだったら、これまでの特定個人情報以外の個人情報も同様に本人の委任による代理人を認めればいいわけで、そうじゃなくて、この特定個人情報だけに本人の委任による代理人を加えるというのはどういう意味があるのか。逆にこれでは秘匿性が守られない、セキュリティーがなくなる方にシフトするんじゃないかという危惧が、具体的に一つ、反対の理由として挙げられます。

そして次に、特定個人情報を提供する場合の例外が14項目あると言いましたが、その例外については本人の同意もなしに提供される場合があるわけです。特に交安関係の調査で、見込み捜査なんかに使われる危惧が大いにあるということは広く指摘されているところであります。

この条例は、特定個人情報を守るための条例であるべきはずですが、そもそも、国のマイナンバーの法律によって確実に守られるという仕組みになっていないという点が大問題ですが、さらに、12条の2の2項のように、特定個人情報に限ってさらに開示請求権を広げるような不備があると思いますので、反対をいたします。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第38号、井手町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第39号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子）

(議案第39号を朗読説明)

議長(木村武壽) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 通知カードの再交付手数料と個人番号カードの再交付手数料と、2件分けて質問したいと思うんですが、まず、通知カードの再交付という定義ですけど、どういう場合が再交付に当たるのか。まず、これから、10月5日と言うてるけど、5日には届かないやろうと思われそうですが、送ります。これが最初の交付ですから、無料で勝手に送ってくるわけですね。それを、午前中にも質問いたしましたけど、届かなかった、郵便局にも行けない、その場合は自治体に返戻されるというのがありましたけれども、返戻された後のことが午前中に聞けなかったんですけど、今度はそれを届ける努力を町側がしはらなあかんと思うんですけど、それでも届かなかったら、一旦回収されることになるかと思うんです。やっぱり戻ってきました、欲しいんですと行ったときに、それが再交付ということになるのかどうか。その辺を、また500円払って再交付してもらわなあかんのかどうか、それが1点。

それと、再交付という場合、住所や氏名、氏名はあまり変わることはありませんが、住所や、結婚、離婚、養子縁組等で氏名が変わるというような場合、住所変更や氏名変更、中には性別変更ということも考えられるんですけども、そういう場合に新たに私変わりましたからといった場合に、それは再交付ということなのか。そもそも有効期間、何年有効なのか、その期限が切れたら、次もらうときには、それは再交付ということになるのかということ、通知カードと個人番号カードとに分けて、それぞれ教えていただきたい。個人番号カードは届かない場合の話ではないので、それはおいておくとしても、住所変更とか氏名変更とかはある話で、それはそれぞれどのようなのでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) ただいまのご質問にお答えいたします。

再交付ということですけども、通知カード、個人番号カードともに、ま

ずカードを紛失、消失、または著しく損傷した場合は再交付を行うということになります。通知カードにいたしましては、一定期間、町で保管をいたしまして、住民票の記載事項に基づきまして調査をして、再度送付するというふうなことになるのですけれども、調査の結果により対応が異なるんですけれども、窓口で交付するであるとか、新送付先情報を登録後に再送する、または居所登録対象者の場合につきましては、居所登録をもう一度していただいた後に居所に送付するということが可能になっております。

町に返戻されてから3カ月の間に調査等を行うということになっております。氏名変更、住所変更等があった場合は、カードの券面に記載するところがありますので、そちらに変更後の住所であったり氏名であったりを記載するということとなります。

通知カードにつきましては、有効期間等はありません。個人番号カードにつきましては、20歳未満の方につきましては5回目の誕生日まで、20歳以上の方につきましては10回目の誕生日までが有効期間となっております、有効期間満了による更新の再交付手数料ということは、まだ詳細については示されておられません。

以上でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 通知カードについて、戻ってきた場合は3カ月間調査して、それで、できるだけ届けるように努力すると。それでも届かないというか届け先がわからない人については、多分、国が引き上げるんですよ。そうなったときに、後から、いや、実は私、戻ってきましたとか、住民票は井手町に置いたまま長期海外にいはったとか、そういうこともあり得ますから、帰ってきました、下さいといったときには、再交付になって手数料が要るんですかということを知りたいんです。

それと、住所や姓名の変更について、券面に書くということですけども、券面に書かれない人がいるわけですね。特に離婚や結婚の履歴というのをわざわざ券の表に書かれることについては、性別を変更したということ、性別変更はもちろんですけど、氏名を変更したことを知られたくない人もいるわけですね。その機会に新しいカードにかえてくださいといったら、それ



でもやっぱり再交付なんですか。個人情報丸見えになるのが嫌だということで、その場合は、特に結婚とかいうことは、本人が紛失したとかじゃないんだから、そんなことで再交付の手数料が要るのかというのは納得できない気がするんですけども、その辺はどういう国の説明になっているのでしょうか。

議長（木村武壽） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまの質問にお答えいたします。

通知カードは3カ月、町で保管をするということになっているんですけども、保管期限が過ぎますと、一旦国の方に返戻するということになります。その後の再交付の手数料につきましては、再交付という形の取り扱いになります。海外にいらっしゃった方については、個人番号の通知というのが行われないので、海外から転入された場合に通知カードの方が個人のその方に届くようになっております。

先ほどの券面4情報につきましては、再交付の例外といたしまして、追記欄の余白がなくなった場合や発行主体のミスによりICチップとかの破損、個人カードになるんですけども、その場合は再交付がやむを得ないと認められまして、手数料につきましては無料となるということで国の方から示されております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 今言った質問、ちょっと違っているふうにとられたと思うんですけど、井手町に住民票を置いたまま長期にどこか行ってはったりする場合を聞いただけで、新たに転入してきはったら新たな番号が付番されるのはわかるんですけど、井手町に住民票があつたら一旦付番されるわけですよ。それで、とりに来やらへんとか、いろんなことで国に返戻されてしまった。そしたら、それは再交付ということになるのか。本人は全然知らなかったというような場合でも、全然情報が伝わらないような場合でも再交付の手続をとらなあかんのか。その人にしたら初めての交付申請やから、それを再交付とってお金を取りますというのはおかしい気がするんですけど、どうですか。付番はされているから返ってくるわけで。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまの質問にお答えいたします。

谷田議員ご質問いただいたそのとおりでございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田です。

ただいま議題になっております議案第39号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件に反対の立場で討論いたします。

マイナンバーによって通知カードや個人番号カードが発行されるということについて、そもそも絶対に情報が漏れないという保証はどこにもございません。そういうものを券の形で交付するということが自体がやはり危険を招くというふうに思います。

さらに、再交付の定義についても、本人の責によらない結婚や離婚等で改姓するというような場合には、記載されたくない、新しいカードが欲しいと言えば再交付で手数料が要するというようなことは、非常に理不尽、不合理だと思いますので、反対いたします。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第39号、井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第39号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第40号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸)

(議案第40号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 給水をしてもらうときに契約が必要なのは当然だと思  
うんですが、給水契約の申し込みという項目がなかったということは、今ま  
では工事を申し込めば給水できていた、それが不備だったので今回改善する  
ということなんでしょうか。これまでは工事さえ申し込めば給水してもらえた。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸) ただいまのご質問でございますけれども、これまでは第2  
0条の届出の中の給水装置の使用を開始する届出、これをもって給水契約と  
いうことで処理をしてきたところでございます。ただ、これで事実上の契約  
行為は成り立っておるわけでございますけれども、条例上は不完全というこ  
とで、日本水道協会の方からご指摘をいただきまして、よりよい条例にする  
ために今回の改正を提案させてもらったところでございます。

以上でございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 丸山久志議員。

7番(丸山久志) これは新設の場合に適用されるのか、給水を停止してい  
た場合、また新たに住む者が出てきて、また始めるという、そういうよう  
なときにも適用されてくるものなんですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸) 今回の給水契約の申し込みの条項を適用して、開栓時、

いわゆる一旦閉栓をしていたときの開栓するというようなときには、この開栓時の申し込み用紙で適用するというように考えております。

ただ、新規の工事の申し込みの際に、現時点で新規の工事の申し込みの際の給水申し込みというふうな様式もございますので、新規の場合はそちらでできるだけ対応したいというふうには考えているところでございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第40号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第41号、平成27年度井手町一般会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（議案第41号を朗読説明）

議長（木村武壽） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（主な事業の説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 岡田議員。

3番(岡田久雄) 歳出の10ページですけども、空き家実態調査というのに380万円上がっておるんですけども、どのような調査をされるのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それと、11ページの川久保川管理用通路防災工事ありますけども、もう少し詳しく、どのような工事内容で、いつごろから、工事期間がどのぐらいかかってされるものか、教えていただけたらと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 岡田議員の空き家関係のご質問にお答えいたします。

今回予算計上させていただいております空き家実態調査につきましては、現在、約160戸ほどあると思われまして町内の空き家の実際の実数やその内容を今回の調査で把握いたしまして、今後の空き家対策の基礎資料となる台帳を作成しようと考えているところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 岡田議員の2点目のご質問にお答えします。

川久保川管理用通路防災工事についてでございますが、豪雨時の上ノ浜樋門流入河川、一番大きいのは川久保川でございますが、もう一川、才田川が流入しております。その樋門の内水排除を目的とした排水ポンプ車の通行に支障がある箇所は拡幅工事を計画するものであります。

なお、工事の概要については先ほど申し上げたとおりでございますが、工事期間につきましては、議決いただければ、まず委託費であります境界確定、測量、設計などを行い、速やかに工事に着手して、今年度、早い時期に完了を目指したいというふうに考えてございます。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） ページ数で言いまして 10 ページで、役場の庁舎の新庁舎建設検討会議ですけれども、これ、委員さんを募集していかれるということで、委員さんにはどのくらいのめどで結論を出してもらおうということをお話ししないといけないと思うんですけれども、何回ぐらい、期間をどのように考えておられるのか。

2 点目に、同じく 10 ページの固定資産台帳整備業務ということで、債務負担行為、2 年間で組まれておりますので、来年度も含めてやるということやと思いますが、これは空き家の調査と関係あるのか。これまで、空き家で、特定空き家というふうに指定された場合、建物が建っていても固定資産を減額しないというのが、そういう状況になっていると思うんですが、それが今どうなっているのかお尋ねします。

それと、同じく 10 ページに、社会保障・税番号制度関連機器導入ということで、マイナンバーにかかわる委託料、どこに何を委託されるのか。備品購入、何を買われて、何台ぐらい、どこに置かれるのかお聞きします。

次に、11 ページ、川久保川管理用通路防災工事ということですが、地図を見ますと、これは才田川の北側の通路のことではないのかと思うんですが、今黒く塗ってあるところより西側は若干広いです。この黒く塗ってある部分等の幅が狭いので、同じ幅にされるということか、拡幅してどのくらいの幅をつくろうとされているのか。

それと、その突き当たりが樋門になるんですけど、そこへ、今、国交省が工事しているのがおりてくる、堤防からおりてくる通路の工事をしていきますけれども、ここからポンプ車をおろすということなのか。そうすると、ポンプ車が U ターンする場所がないなと思うんですけども、府道まで行ってまたぐるっと回ってくるということなのか。ポンプ車はかなり大きなものだと思うんですけども、どこで操作するというのを考えておられるのか。

そのポンプ車で、木津川の堤防の堤体に穴をあけまして、6 本のホースを通すということで、計画を前に聞いたわけですが。いざというときには、その中にホースを突っ込んで水をかい出すということで、その穴はどこにあいているんですか。その上ノ浜樋門のところにあいているのか、地図で言うたときに、多賀橋と書いてある、今回大きな工事をやりましたから、そのついでで穴をあけるとかいう話やったと思うんですが、それやったら今回のポン

ブ車が通れるように整備するところからかなり離れているので、どこに穴が  
あいているのかということをお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えします。

新庁舎建設検討会議については、今度予算を上げさせていただいておりますが、3回程度を予定した予算を計上させていただいております。なお、今後どのぐらいの期間については、またその検討会議の進捗状況を見ながら、次年度も必要であれば、また予算を計上させていただくことになろうかと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回計上しております固定資産台帳整備についてでございますが、こちらの固定資産台帳整備につきましては、国におきまして、今後の地方公会計制度に対応するため、固定資産台帳の整備、全国の統一的な基準による整備が必要であるということで、平成27年からの3年間で整備するよう通達がなされておりますので、これに向けた準備をしていくものでございます。

続きまして、10ページの社会保障、つまりマイナンバー制度の関連機器の関係のご質問でございます。

今回予算計上いたしておりますのは、まず備品購入費につきましては、実際マイナンバーが始まりましたら、管理端末等、中間サーバーに接続していくためのパソコン等が必要になってまいりますので、そのパソコン、台数で言いますと2台になりますが、あと、それに附属する備品の整備でございます。あと、委託料につきましては、セットアップの作業の費用並びにセキュリティ対策に係る費用でございます。そういったものを委託しているものでございまして、こちらにつきましては、現行、本町の保守業務をしていただいております京都電子計算に委託するものと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事（中村秀一） 谷田 操議員のご質問にお答えします。

まず、位置についてでございますが、川久保川の準用河川の起点は上ノ浜樋門からでございますので、それに途中で才田川が流入しているということで、才田川の護岸とおっしゃいましたが、川久保川の護岸でございます。

あと、黒く色塗りした箇所のことでございますが、国交省とポンプ車の運転手と現地を確認していただきまして、直線部分については現況幅員で通行可能、ただ、1カ所大きく曲がっている箇所がございます。その場所につきまして、現況3メートルでございますが、4メートルに拡幅する計画でございます。

次に、どこで操作するんやというご質問でございますが、谷田議員申されましたとおり、今、国交省がポンプ車を入れるための坂路をつくっていただいております。それのおりた場所が上ノ浜樋門の入り口でありまして、その入り口の場所で操作をします。6本ホースをそこから延長するわけなんですけど、今回、何回も申しておりますとおり、国道24号に横断管を入れるのは至難のわざということで、今までからご質問にお答えしておりますが、鐘付樋門の改修にあわせて、鐘付樋門と国道24号、今回の迂回路の一番南の端の部分に6本の横断管を入れていく予定でございます。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 11ページの商工費、（仮称）お茶の京都・まちづくりセンター周辺整備事業、委託料が上がっていますけれども、これは椿坂付近であるのか、場所ですね。それと、どういう内容を委託されるのかお聞きします。それと、消防費の需用費1,250万、これはどういう内容のものか。それと、その下の退職金ですけど、これは何人の方が対象になられているのか。それと、その方の後の補充はできているのか、補充団員はできているのかお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、11ページの（仮称）お茶の京都・まちづくりセンター周



辺整備事業につきましてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、現在京都府が推進しております「お茶の京都」の構想を活用しながら、今後の井手町の観光入込客数の増加を図っていくために、まちづくりセンター椿坂周辺を一体的に整備していくための構想を策定する費用として今回計上させていただいているものであります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

消防費の1,250万円の需用費の関係でございます。こちらにつきましては、平成25年、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、国においても消防団の作業服、制服、活動服ですけれども、その基準の改正も行われたことを踏まえまして、今回、消防団員のいわゆる装備の充実を図るために計上させていただいております。具体的には活動服、いわゆる作業服、国基準のもの、新たなものでございます。そちらと、安全靴、防寒着等の整備を行うという費用でございます。250名分の1,250万円を計上させていただいております。

続きまして、退職金につきましては、この金額180万円につきましては、5名分の退職金の額でございます。あと、補充の関係でございますけれども、消防団の方、現在、26年度から27年度にかけての消防団員についても変わりなく、逆に1名ふえた団員数になっておりますので、補充はできているということでございます。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 先ほどの質問の中で、マイナンバーの中間サーバーになく端末をどこに置かれるのかという質問にお答えがなかったので、よろしくをお願いします。

それと、11ページで、災害対策費の委託料というのは何なのか。災害対策として、避難マップの配布を一部の区はされたんですけれども、今回、どこの区とどこの区に配られて、全部で何部ぐらい発行されたのか。順次ほか

の区にもということでしたが、今年度の年度末までにはもう計画はないのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 失礼いたしました。谷田 操議員の質問にお答えいたします。

今回購入する備品の配架場所でございますが、1回の窓口ということで、住民福祉課を想定しております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

災害対策費の委託料でございますけれども、こちらにつきましては、京都府の方で、京都府内でも災害救助法が適用されるような災害が起こっているということから、被災者生活再建支援システムというのを、京都府の方でそういうソフトを開発されるということでございます。そちらについて、井手町の方もそちらに接続するためのいわゆるシステムを、ネットワーク環境を整備するための委託料というふうなことの35万円でございます。

あと、防災マップにつきましては、災害対策ということで関連でお答えしますと、現在、玉水区、南部区と、あとその周辺が若干ございますが、そういうふうなことで今現在作成をしまして、特に南部区、玉水区については既に各戸配布ということで対応させていただいております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第41号、平成27年度井手町一般会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第 4 1 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 (木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第 4 1 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 3 9 分

再開 午後 2 時 5 0 分

議長 (木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第 1 0、議案第 4 2 号、平成 2 7 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 回) を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (木村武壽) 小川保健医療課長。

理事 (小川淳一)

(議案第 4 2 号を朗読説明)

議長 (木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 4 2 号、平成 2 7 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 回) を採決します。

議案第 4 2 号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 (木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第 4 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 1 1、議案第 4 3 号、平成 2 7 年度井手町水道事業会計補正予算 (第 1 回) を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸)

(議案第43号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) ページ数で7ページ、水道事業計画の変更業務委託ですが、支援学校ができるのでということで計画を変えなあかんということですが、町内でいろいろミニ開発等があって、水道が今まで引かれてなかったところも引かなあかんとかいうのはこれまでもあると思うんですけども、どういう場合に事業計画の変更をしなあかんのか、大規模な変更ということなんですか。

それで、財源ですけど、一般会計から補助金が繰り入れされているわけですけども、この辺は、水道は独立採算が基本やと思うんですけども、こういう補助金については認められているのかどうか。

それと、8ページ、上玉川橋の水管橋新設等設計業務委託とありますが、上玉川橋については、府の方で府道の橋のかけかえ等の計画もあるということはお伺いしているわけですけど、新設となっていますが、今は水管橋はないということですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸) ただいまのご質問でございますけども、まず、7ページの水道事業計画の変更についてのご質問でございます。どういう場合にやるのかというようなご質問だったと思いますけども、水道事業につきましては、給水区域というものを定めて、それをもってその区域の中の給水をしていくということが、定めなきゃいけないということになっておりまして、今回、特別支援学校の分につきましては、現在、予定地が給水区域に入っておりませんので、変更・追加をするということで今考えておるところでございます。

それから、補助金のお尋ねでございますけども、支援学校でございますので、水道料金収入でもって財源とするということはちょっとなじまないということで、今回、一般会計の方から補助をしていただくということになったところでございます。

それから、3点目の上玉川橋のご質問でございます。現在の橋に配水管を添架しております。橋にくっついているという状況でございます。これが、かけかえに伴って新たに添架ができないということでございまして、水管橋を新たに設置、新設するというので、今回、設計費を計上させてもらったところでございます。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第43号、平成27年度井手町水道事業会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第43号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第44号、平成27年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第44号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 今回の補正は過年度の精算ということでしたが、6ページの一般会計の繰出金が2,200万円余りも生じるのはどういう仕組みによるのか。一旦、一般会計から繰り入れたものをまた繰り戻すということなのか、ご説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

こちらの繰り出したものといいますのは、介護給付費に係る費用、これが町負担分の精算分及び地域支援事業、主に介護予防に係る事業に対する町負担分、それとあと、介護保険の認定に係る費用に対する精算分、あと、その他事務費等の精算分、合わせてこの金額になっております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第44号、平成27年度井手町介護保険特別会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第45号、平成27年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第４５号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第４５号、平成２７年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第１回）を採決します。

議案第４５号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は９月２８日午前１０時から会議を開きます。

散会 午後 ３時１３分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長           木 村 武 壽

署名議員       西 島 寛 道

署名議員       丸 山 久 志